

高梁市

家庭用防犯カメラ設置費補助金

匿名・流動型犯罪グループ（略称：トクリュウ）や闇バイト等による地域における犯罪及び住宅等への侵入盗を未然に防止するため、自らの居住する住宅等に家庭用防犯カメラを設置する方を対象に補助事業を実施します。

◆補助対象者（①ア・イのいずれか及び②③を満たす世帯主）

- ①ア 高梁市に住所があり、高梁市の住宅（住宅兼事務所・店舗等を含む）に居住している人
- イ 戸建て住宅を賃借し、所有者または管理者から同意を得ている人
- ② 申請者本人及び同一世帯員の全員が市税を滞納していない人
- ③ 暴力団員等に該当しない人

◆補助対象の防犯カメラ（①～⑥をすべてを満たすもの）

- ① 居住する住宅や同一敷地内にある建造物の侵入口または侵入経路を映しているもの
- ② 撮影した画像及び映像を記録する機能を備えたもの。（追尾機能を有しているものは除く）
- ③ 撮影範囲に自己の所有しない住宅等が撮影される場合、その所有者の同意が得られていること。
- ④ 本人または同一世帯員が同一の補助対象経費に対して補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 防犯カメラ設置を明示する表示板を設置していること。
- ⑥ 市内の事業所から購入または市内の事業所により設置されたものであること。

◆補助金額

補助率：設置に要する費用の 1 / 2以内 の額（千円未満切捨て）

上限額：80,000円 ※1世帯につき、1申請限り

申請は申請書及び添付書類を協働定住課へ提出してください。

◎添付書類

★事前に申請が必要です

- ①事業計画書及び収支予算書
 - ②家庭用防犯カメラの概要がわかる書類（カタログ等）
 - ③補助対象経費が分かる見積書の写し
 - ④家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び撮影する範囲を明示した見取図
 - ⑤家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書
 - ⑥家庭用防犯カメラ設置にかかる住宅所有者の同意書及び所有証明
- ※⑥は自己の所有しない住宅へ設置する場合のみ必要

★お問い合わせ先

高梁市役所 協働定住課 市民協働係
TEL：0866-21-0254

